

資料2

「貿易統計の在り方に関するワーキンググループ」報告書

平成29年11月  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会企画部会  
貿易統計の在り方に関するワーキンググループ

「貿易統計の在り方に関するワーキンググループ」委員

(役職は2017年11月現在)

- |         |  |
|---------|--|
| 市川 雄介   | みずほ総合研究所(株)調査本部経済調査部<br>主任エコノミスト                       |
| 伊藤 伸介   | 中央大学経済学部教授   |
| 大橋 弘    | 東京大学大学院経済学研究科教授  |
| 寺田 麻佑   | 国際基督教大学教養学部准教授   |
| ◎ 根本 敏則 | 敬愛大学経済学部教授   |
| 古谷 由紀子  | (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・<br>相談員協会常任顧問                 |
| 山本 大介   | (一社)日本貿易会 2017年度貿易動向調査委員会委員長<br>(株)双日総合研究所副所長主任エコノミスト) |

◎は座長

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 取り組むべき課題 .....	2
(1) 貿易統計確定値公表後の数値の修正	
(2) 貿易統計ホームページの見直し	
(3) 貿易統計における詳細情報の非公表化	
3. おわりに .....	8

## 1. はじめに

外国貿易等に関する統計（以下「貿易統計」という。）は、関税法（昭和29年法律第61号）第102条に基づき、輸出入を行う者が輸出入の許可を得る際に税関に提出する輸出入申告書等の記載情報（品目、輸出入額、数量等）を、財務大臣が取りまとめて作成及び公表している業務統計である。貿易統計は、日本と外国との間の財の動きを、標本調査ではなく、全数を集計することによって網羅的に把握する統計であり、我が国の貿易実態の把握を通じて、経済状況の分析や各産業の動向確認等の幅広い用途に用いられている。製造業等の輸出入者のみならず、物流関係者、金融関係者、学術関係者等様々な利用者が貿易統計を活用しており、財務省の貿易統計ホームページ（検索ページ）へのアクセス件数は月間約22万件、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している貿易統計のダウンロード件数は月間約561万件と、政府統計の中では有数の多さとなっている。また、国際収支統計等各種の経済統計の基礎資料としても重要な役割を果たしている。

最近、GDP統計の見直しや証拠に基づく政策立案（EBPM）など、統計全般に対する注目が高まっており、貿易統計についても幅広い利用者に対して、分かりやすく、利用しやすい環境を提供し、利便性の高い情報を提供することが必要である。

これまでも運用上の問題点について順次改善が行われてきているところであるが、利用者の視点に立った外部からの検証は、近年、十分には行われておらず、貿易統計の更なる利便性向上に資するために、貿易統計の在り方について検討することが有益であると考えられる。他方で、貿易統計の元となる輸出入申告情報を適切に取り扱い、輸出入者の貿易統計に対する信頼を引き続き確保することも求められる。

このため、本年10月、関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会の下に設置された「貿易統計の在り方に関するワーキンググループ」（以下「本WG」という。）において、貿易統計の在り方について議論を行い、その結果を以下のとおり取りまとめた。

## 2. 取り組むべき課題

本WGでは、統計作成手法などの貿易統計の在り方の改善及び貿易統計の利用者の利便性向上といった観点から、「貿易統計確定値公表後の数値の修正」、「貿易統計ホームページの見直し」及び「貿易統計における詳細情報の非公表化」の3項目について検討した。なお検討に当たっては、実務上の実現可能性に注意を払い、統計の元となる申告書等を提出する輸出入者の立場にも十分留意した。

### (1) 貿易統計確定値公表後の数値の修正

現在、各月分の貿易統計として、①速報（米国、EU等の主要地域（国）及び主要商品（延べ約50品目）を翌月下旬に、②確報（国別及び品目（輸出約6千品目、輸入約9千品目）別）を輸出は翌月末、輸入は翌々月末（確報とは別に9桁速報<sup>1</sup>を翌月末）に、③確定値（公表項目は確報と同じ。）を翌年3月に1月～12月分についてまとめて公表している。確定以降についても、輸出入申告の修正申告等により輸出入情報に変更が生じることはあり得るが、貿易統計の安定性確保の観点から、確定以降は貿易統計の修正は行っていない。

確定までの間に生じている輸出入情報の修正を貿易統計に反映させることについて、確定値の公表を行うのは翌年3月であることから、例えば前年1月分の貿易統計については、その後の約1年間に生じた修正を反映できる。その反面、同年12月分の貿易統計については、その期間が2か月程度となり、確定以降に輸出入情報の修正が生じ、それが貿易統計に反映されないままになる可能性がより高いのではないかと考えられる。

こうした問題意識の下、貿易統計に関し現在の確定値公表以降の数値の修正に関して検討を行うこととした。なお、検討に際しては、仮に公表回数が増えることとなった場合に利用者の混乱を招かないか、貿易統計の迅速な公

---

<sup>1</sup> 平成13年2月までは、輸出と同時期に確報の公表を行っていたが、同年3月の特例輸入申告制度の施行に伴い、同制度適用の輸入貨物については、納税申告の期限が当該貨物の輸入許可の日の属する月の翌月末日とされていることから、輸入の確報は1月遅らせて翌々月末とし、翌月下旬には9桁速報を公表することとした。

表や安定性の確保に支障がないかとの観点に特に留意した。

まず、輸出入情報の修正を反映できる期間をある程度確保できるように、確定の公表時期を現在よりも遅らせる案が考えられる。しかし、現在公表している時期（翌年3月）での公表が延期されれば、統計利用者への影響が懸念され、現在行っている翌年3月での確定値の公表は残すべきであるとの見解で一致した。

また、速報から確定までの貿易統計の修正額があまり大きくないことを踏まえると、マクロの視点からは貿易総額等に大きな影響がないことから現在の取扱いを継続することで問題はないとの意見もあった。他方、品目別・官署別等で貿易統計を利用する場合には、輸出入情報の修正が貿易統計にある程度の影響を与えるケースも想定されることから、現在の確定値の公表は引き続き翌年3月に行うこととし、一定期間後（例えば1年後）に改めて修正を加えた最終的な確定値を公表することが適当ではないかとの意見が多く見られた。

このようなことから、本WGとしては、①統計利用者が継続して数値を利用できるような環境を確保するという観点から、確定値の公表は引き続き現在の時期（翌年3月）に行うこと、②品目別等で見る際に輸出入の実態をより正確に反映させることの重要性に鑑み、確定値の公表の後一定期間経過後に新たに改訂確定値（仮称）を公表すること、以上の2点を含んだ見直しを行うことが適当であるとの結論に至った。なお、見直しに際し利用者に対する十分な周知の重要性についても一致した。

## (2) 貿易統計ホームページの見直し

貿易統計ホームページは、税関ホームページ<sup>2</sup>のコンテンツの一つとして運用しており、貿易統計の報道発表資料、各種貿易統計関連データ等の情報を提供するとともに、検索機能を備えている。

多くの人々が経済・景気分析を行ったり、各企業の経営判断の参考にしたりする等の幅広い用途で利用している中、貿易統計ホームページに関し更な

---

<sup>2</sup> 税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/>）

る利便性向上を図るため、財務省において実施したアンケート結果<sup>3</sup>を踏まえ、以下の考え方に沿って改善を行っていくことが望ましい。なお、改善するための経済的・事務的コストに限度があることから、優先順位も考慮し段階的に改善策を実施していくことが現実的であると考えられる。

#### ① 貿易統計ホームページの構成の見直し

現在は、貿易統計メインページに直近の報道発表資料のほか、検索ページや過去の報道発表資料の案内等のコンテンツすべてを網羅的に表示している。このことは、すべての項目を一覧して見ることができるという利点がある半面、多くの項目から利用者が用途に応じて適切な項目を探さなければならず、雑多で使いづらいと感じる要因の一つとなっている。そのため、ホームページの構造をコンテンツごとの利用状況や目的に応じた階層構造とし、メインページを含む各ページを簡潔にすることで、利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるような工夫をすることが適当である。また、利用者の利便性向上の観点から、各コンテンツの利用時に必要なリンクを配置することも有益である。なお、構成の見直しに際しては、利用者ニーズの高い項目はメインページへ配置することで利便性を損なわないようにし、また、階層構造化によりホームページの読込速度が遅くなることのないよう留意して行う必要がある。

#### ② 検索機能の充実

貿易統計の検索機能を利用する際は、情報を特定するために必要な条件（品目（統計番号<sup>4</sup>）、輸出入相手国、対象年月等）を利用者が選択する必要があるが、その際、検索条件の設定方法をできるだけ分かりやすくするとともに、検索結果を利用しやすい形で提供することが求められる。

<sup>3</sup> 貿易統計の改善に向けたアンケートを、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（総務省統計局）ホームページにて無記名のアンケート形式により実施（本年6月23日～7月31日）。

<sup>4</sup> 貿易統計の品目は、条約に基づくHS品目表を更に細分して作られた統計品目表（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年6月大蔵省告示第94号））に従っており、個々の細分ごとに統計番号（9桁）が付されている。統計品目表は類（統計番号の上位2桁）、項（同4桁）、号（同6桁）、統計番号と大分類から小分類へと体系的なものとなっている（類から号までについてはHS品目表に定められている）。

検索機能の使用方法や検索したい品目の統計番号等を探す方法が分かりにくいとの指摘を踏まえ、検索機能の使用方法についての既存のFAQの整理・充実や、統計番号等の情報へのリンク機能の適正な配置を行うことが適当である。

また、現在の検索機能には、一定期間に渡る時系列データを検索することができる「統計品別推移表」や「概況品<sup>5</sup>別推移表」があるが、国（地域）や品目を同時に1つしか選択することができず、複数の国（地域）や品目の時系列データを検索する場合は何回も検索を実行する必要があり、一度の検索で必要とする情報が得られないことが不便であるとの指摘があった。複数の国（地域）や品目が一度に検索できるようにすることは望ましいと考えられるが、他方で、こうした機能追加が抜本的なシステム改修を要することも踏まえれば、他の機能の拡充の在り方の検討と併せて、将来的な検討課題とすることが適当であると考えられる。

### (3) 貿易統計における詳細情報の非公表化

一般に、統計の集計において、客体数が少なく個別の情報の識別につながりやすい項目が存在する場合には、統計表を単純に集計し公開すると、実質的に当該個別の情報を開示することとなってしまうことがある。このような場合には、企業や個人の情報を保護する観点から、統計の公表により実質的に当該個別の情報を開示することとならないよう配慮する必要がある。

貿易統計においても、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第88条第2項に「税関は、私人の秘密にわたると認められる事項については、証明書類の交付をせず、及び統計の閲覧をさせない。」とされており、輸出入者の営業上の秘密が統計により開示されることのないよう配慮する必要がある。これまでもそのように対応している。具体的には、ある品目の輸出（入）が1者により行われていること等から、当該品目の輸出（入）の数量や金額が明らかになることで輸出（入）者の営業上の秘密が開示される場合には、輸

<sup>5</sup> 概況品とは、貿易統計を統計番号の品目より大まかな品目（概況品）として提供することで、容易に品目の動向が分かるようにしているもの。統計番号を分類に応じて複数まとめて集計としたものとなっている（例えば、輸出の概況品「自動車」は、92品目の統計番号をまとめている。）。



出入者からの申請を受け、必要な確認を経て当該品目の数量及び金額を非公表とすることとしている。

また、ある品目の数量及び金額を非公表とする方法については、原則として、当該品目の統計番号と同一の号、項の「その他のもの」へ情報を移行させ、その数量及び金額に含ませることとしている。この方法では、「その他のもの」に当該品目の情報が含まれるようになるため、申請者の営業上の秘密を守る点では優れている反面、どの統計番号が非公表とされているか貿易統計上からは確認することができず、統計の透明性の確保の観点から問題ではないかとの指摘がある。

こうした現状を踏まえ、本WGにおいては、現在の取扱いの妥当性と、営業上の秘密に配慮しつつ詳細情報を非公表とした品目（又は品目の範囲）をできる限り明確にする方法の検討を行った。

#### ① 詳細情報の非公表化の取扱い

現在の非公表化の取扱いは、政令の規定に照らし、輸出入者の営業上の秘密が守られるよう対応できるものとして妥当であると考えられる。このような取扱いは、これまでの実務の積重ねとして確立しているところであるが、職員の恣意的な判断で行われていないことをより一層明確にする観点から、以下を原則として、非公表化の基準を明文化することが望ましい。

一の統計番号の輸出（入）実績が、一又は二の輸出（入）者によるものであること（三以上の輸出（入）者による実績であっても実質的に一又は二の輸出（入）者の実績が判明する場合を含む。）、かつ、取引単価（単位数量当たりの金額）が明らかになること等から輸出（入）の数量及び（又は）金額が私人の秘密に該当すること。

なお、このような非公表化の取扱いについては、貿易統計ホームページに「例えば一の統計番号の輸出又は輸入が1者のみによる場合など、輸出入の数量や金額が明らかになることで輸出入者等の営業上の秘密が開示

されることとなる場合には、法令に従い当該数量及び金額を明らかにしないことが可能」「懸念がある場合には、まずは対象となる貨物の統計番号の輸出入実績についてご確認いただき、財務省関税局関税課統計係までご相談ください」と掲載されている。現行の記載は上記の基準の趣旨・手続きを既に明らかにしており、現行の貿易統計ホームページ上での掲載を継続すべきと考えられる。

## ② 詳細情報の非公表化の処理方法

貿易統計は、多くの人々が幅広い用途で利用しており、その透明性の確保は極めて重要である。他方で、輸出入者の営業上の秘密に当たる場合に詳細情報を非公表とすることは、輸出入を行う者にとって重要な利害に関わることであり、適切な処理方法でこのような措置が執られなかった場合には企業等の活動の前提が成り立たなくなると言える。これらのことを前提に、次のとおり検討を行った。

現在の処理方法については、貿易統計から非公表とされた品目の数量及び金額を推測することは困難であり、輸出入者の営業上の秘密が守られるという観点から一定の合理性があると考えられる。他方、貿易統計の利用者の視点から見ると、非公表とされた数量及び金額のみならず、そもそも非公表化の取扱いがなされているかどうかについても確認することができず、貿易統計の透明性を一層確保する観点からは、営業上の秘密が守られるよう配慮しつつ、非公表化の処理方法を改善することが望ましい。

まず、非公表とする処理方法としては、公表される貿易統計の数量又は（及び）金額を「＊」等で置換して公表しない案が考えられる。しかし、国別や品目別の合計値から逆算をすることで公表しない数値が明らかになる可能性があり、その際は別途二次的な処理が必要となる。この処理は複雑になることが想定され、特に月次で公表している貿易統計においては、迅速な公表への影響が大きいと考えられることから適当ではない。また、輸出入者によっては、非公表とした品目が具体的に明らかになること

によって、当該品目を輸出入したという事実自体が明らかとなることで、営業上の秘密が侵されてしまう場合が生じる可能性も否定できない。

そこで、統計番号の上位の桁の数字を維持し、下位の桁を文字列（「X」等）に置換した「非公表化用の統計番号」を設け、非公表とすべき品目の数量及び金額を当該番号へと移行させる案について検討した。この方法は、公表される統計番号が上位の桁のみであることから、営業上の秘密を明らかにしない範囲で、できる限り貿易統計の透明性を高めるという趣旨にもかなうのではないかと評価できることから、この方法に変更することが適当である。なお、運用にあたってはこの趣旨に十分配慮するとともに、変更に際しては利用者に対する十分な周知を行うことが適当である。

### 3. おわりに

貿易統計については、業務統計という性質上、輸出入者の営業上の秘密が守られるよう注意を払いつつ、利用者の利便性向上に向けて統計作成手法の改善を行っていくことが重要である。このような観点から、本WGが検討した改善策については、可能な限り早期に実施されることが望ましい。また、上記3つの論点以外に、行政記録情報の利活用等の意見が出たところであり、今後、貿易統計の利用者、輸出入者等それぞれの立場から、十分な検討を行うことが重要である。

なお、改善策の実施に当たっては、実施に係る事務負担等を含むコストの検証、関連する統計への影響への配慮、実施に際しての周知等に十分に留意することが必要である。